６契第1752号
令和７年２月４日

入札参加資格登録事業者　様
（ 建設工事 ）

会津若松市長　室井　照平
（公印省略）

建設業法改正等による各種制度の改正について（通知）

このことについて、建設業法の改正等を受け、令和７年２月１日より、本市の建設工事に関する各種制度の改正を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、各制度の運用方法については、市ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

記

１　技術者配置の金額要件緩和について

建設業法施行令が改正され、以下のとおり監理技術者配置の金額要件および技術者の専任の金額が緩和されます。

⑴　技術者配置の金額緩和内容

	（現行）		（改正後）
監理技術者配置の金額要件	4,500万円以上 （建築一式7,000万円以上）	⇒	**5,000万円**以上 （建築一式**8,000万円**以上）
工事現場における専任要件	4,000万円以上 （建築一式8,000万円以上）	⇒	**4,500万円**以上 （建築一式**9,000万円**以上）

２　現場代理人の常駐義務緩和の金額要件拡大について

福島県において現場代理人常駐義務の金額要件が緩和されたことを受け、本市においても、以下のとおり現場代理人常駐義務緩和の金額要件を拡大します。

⑴　金額要件の拡大内容

	（現行）		（改正後）
２件まで兼務可能な案件	それぞれ4,000万円未満 （建築一式8,000万円未満）	⇒	それぞれ**4,500万円**未満 （建築一式**9,000万円**未満）
３件まで兼務可能な案件	総額が4,000万円未満	⇒	総額が**4,500万円**未満

３　現場代理人の常駐の免除期間について

福島県に準じた受注環境を整え、受注機会の確保を図るため、以下のとおり現場代理人の常駐の免除について改正します。

⑴　現場代理人の常駐の免除の期間

- **契約後の準備期間や他契約工事の関係等で、工事に着手していない期間（追加）**
- 工事の全面的な中止期間
- 工場製作のみが行われている期間
- **工事の完成届を提出し、完成検査の待機中となっている期間（追加）**

⑵　会津若松市建設工事請負契約規程に定める**「現場代理人等通知書（第16号様式）」を福島県様式に準じて改正**します。主な改正内容は以下のとおりです。

- 様式の名称を「現場代理人及び主任技術者等通知書」に改正します。
- 市工事請負契約約款第10条第４項に規定する「専門技術者」の通知は、福島県の取扱いに準じ、施工体制台帳の提出をもってこれに代えることとします。
- 現場代理人を兼務する場合には、先に従事している工事の監督員に対しても、当該「現場代理人及び主任技術者等通知書」の写しを提出していただきます。

4　建設業法第26条第３項ただし書きに該当する工事への対応について

建設業法の改正により、工事現場毎に専任で置くこととされている主任技術者又は監理技術者について、一定の要件を満たす工事に関しては兼任を可能とする制度が新設されました。それに伴い、福島県においては、同様の要件を満たす場合には、現場代理人の常駐義務緩和の対象としたところです。

本市においても、**建設業法第26条第３項ただし書きに規定する要件を満たす場合、別紙「建設業法改正等による各種制度の運用について」（市ホームページに掲載）の運用方法により、主任技術者、監理技術者又は現場代理人の兼務を可能**とします。

5　建設業法第26条の５に該当する場合の対応について

建設業法の改正により、営業所専任技術者に関して、一定の要件を満たす専任工事について、当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる制度が新設されました。

本市においても、**建設業法第26条の５に規定する要件を満たす場合、別紙「建設業法改正等による各種制度の運用について」（市ホームページに掲載）の運用方法により、営業所専任技術者を専任工事へ配置することを可能**とします。

6　工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等の対応について

建設業法の改正により、建設業者は主要な資材の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約締結までに注文者に対して通知しなければならないこととされました。

本市発注工事におきましても、**当該事象が発生するおそれがある場合には、通知をお願いいたします。**

7　各制度の適用日（運用開始日）

令和７年２月１日

8　その他

⑴　**各制度の運用方法は、市ホームページ掲載「建設業法改正等による各種制度の改正について」をご確認ください。**

【市ホームページの掲載場所】

・　市ホームページ＞入札情報＞1 入札に関するお知らせ・通知
　＞【通知】建設業法改正等による各種制度の改正について

⑵　改正後の要綱、様式等については、下記に掲載しております。

【会津若松市元請・下請関係適正化指導要綱】

・　市ホームページ＞入札情報＞8 入札制度＞入札・契約関係例規等

【会津若松市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準】

・　市ホームページ＞入札情報＞8 入札制度＞入札・契約関係例規等

【会津若松市建設工事請負契約規程】

・　市ホームページ＞入札情報＞8 入札制度＞入札・契約関係例規等

【現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の適正配置について】

・　市ホームページ＞入札情報＞8 入札制度
　＞会津若松市発注工事における現場代理人及び主任技術者等の適正配置について

【現場代理人及び主任技術者等通知書（第16号様式）】

・　市ホームページ＞入札情報＞9 入札契約関係様式＞規程様式/契約約款/その他書類

【工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報通知書（参考様式）】

・　市ホームページ＞入札情報＞9 入札契約関係様式
　＞請求関係書類/その他書類（納品書、前金払申請書、重要事項説明書等）

事務担当：総務部契約検査課入札契約グループ　直通 39-1217